

令和2年7月30日

第101回 神戸市個人情報保護審議会

処理システムへの情報項目の追加について
(報告)

第 101 回神戸市個人情報保護審議会資料

処理システムへの情報項目の追加について（報告）

【神戸市個人情報保護条例第11条第1項、類型事項（条例第11号第1項）別紙2-4（答申640号）に基づく報告事項】

システム名	概要	追加する情報項目	実施機関
1 就学システム	特別な配慮を要する児童生徒について、情報の適正管理及び情報共有を行うため、就学システムで既に処理している情報項目と同質の項目として追加する。 (利用目的が同質の情報項目の追加)	就学DV支援フラグ (要配慮児童生徒情報)	教育委員会事務局 学校支援部 学校経営支援課
2 校務支援システム	特別な配慮を要する児童生徒について、情報の適正管理を行うため、校務支援システムで既に処理している情報項目と同質の項目として追加する。 (利用目的が同質の情報項目の追加)	要配慮児童生徒情報フラグ	教育委員会事務局 学校支援部 学校経営支援課
3 学校徴収金収納管理システム	学校徴収金事務において、特別な配慮を要する児童生徒への対応を行うため、学校徴収金収納管理システムで既に処理している情報項目と同質の項目として追加する。 (利用目的が同質の情報項目の追加)	要配慮児童生徒情報フラグ	教育委員会事務局 学校支援部 学校経営支援課

教委経第832号
令和2年6月5日

処理システムへの情報項目の追加について（報告）

神戸市個人情報保護審議会 様

所管課名 教育委員会事務局学校支援部学校経営支援課

現在使用している処理システムに情報項目を追加するに当たり、神戸市個人情報保護条例第11条第1項及び類型事項 個人情報を電子計算機処理することについて（条例第11号第1項）別紙2-4（答申640号）に基づき別紙のとおり報告いたします。

【別紙1】

システム名	就学システム
個人情報保護審議会 諮問日（直近のもの）	平成24年3月16日（第53回）
今回追加する項目の 利用開始年月	令和2年3月～
今回追加する項目の 追加理由	<p>() ① 法令又は制度の改廃に伴う追加 (○) ② 利用目的が同質の情報項目の追加 () ③ 本人の同意があり収集している情報項目の追加</p> <p>【具体的な内容】</p> <p>1. 目的 特別な配慮を要する児童生徒について、各区・支所市民課において徹底した管理を行うことと、学校に正確な情報共有を行うことを目的とする。</p> <p>2. 現状 (1) 住民記録システムから就学システムへの連携 就学システムは住民記録システムのサブパッケージであり、9条類型答申「共同事務を執行するための提供等」を適用し、要配慮情報（DV等）を連携している。 (2) 就学システムから校務支援システムへの連携 現在、要配慮児童生徒に関する情報は「<u>就学許可理由</u>」のメモ機能を要配慮児童生徒の判定材料として、現に活用している。</p> <p>3. 適用類型 上記現状より、答申第640号「個人情報を電子計算処理することについて」（条例第11条第1項）類型4に該当する。</p>
今回追加する情報項目	就学DV支援フラグ（要配慮児童生徒情報）

【別紙2】

システム名	校務支援システム
個人情報保護審議会 諮問日（直近のもの）	平成26年10月20日（第64回）
今回追加する項目の 利用開始年月	令和2年3月～
今回追加する項目の 追加理由	<p>（ ）① 法令又は制度の改廃に伴う追加</p> <p>（ ○ ）② 利用目的が同質の情報項目の追加</p> <p>（ ）③ 本人の同意があり収集している情報項目の追加</p> <p>【具体的な内容】</p> <p>1. 目的 特別な配慮を要する児童生徒について、各区役所・支所市民課が把握している児童生徒をフラグにより管理し、徹底した対応を行うことを目的とする。</p> <p>2. 現状 ・就学システムから校務支援システムへの連携 現在、要配慮児童生徒に関する情報は「<u>就学許可理由</u>」のメモ機能を要配慮児童生徒の判定材料として、現に活用している。</p> <p>3. 適用類型 上記現状より、答申第640号「個人情報を電子計算処理することについて」（条例第11条第1項）類型4に該当する。</p>
今回追加する情報項目	要配慮児童生徒情報フラグ

【別紙3】

システム名	学校徴収金収納管理システム
個人情報保護審議会 諮問日（直近のもの）	令和2年3月6日（第97回）
今回追加する項目の 利用開始年月	令和2年3月～
今回追加する項目の 追加理由	<p>() ① 法令又は制度の改廃に伴う追加</p> <p>(○) ② 利用目的が同質の情報項目の追加</p> <p>() ③ 本人の同意があり収集している情報項目の追加</p> <p>【具体的な内容】</p> <p>1. 目的 校務支援システムから「特別な配慮を要する児童生徒フラグ」を受け取り、学校徴収金事務において、該当する児童生徒への徹底した対応を行うことを目的とする。</p> <p>2. 現状 ・校務支援システムから学校徴収金収納管理システムへの連携 現在、校務支援システムから学校徴収金システムに連携している「<u>学校使用名</u>」を要配慮児童生徒の判定材料として、現に活用している。</p> <p>3. 適用類型 上記現状より、答申第640号「個人情報を電子計算処理することについて」（条例第11条第1項）類型4に該当する。</p>
今回追加する情報項目	要配慮児童生徒情報フラグ